

郵送による転出届

市区町村を越えて住所を異動する場合、転入の届出を行う前に、お引越しまでの市区町村で転出の届出が必要です。この届出はお引越しま後であれば郵送でもできますので、下記の要領で届出を行ってください。ただし、マイナンバーカード（個人番号）カード（以下「マイナンバーカード」）または顔写真付き住民基本台帳カード（以下「住基カード」）を使った転出の場合は、お引越しま予定日の1か月前から受付可能です。

要 領

1. 「郵送による転出届」の太枠内を必ず記入してください。

（注意）

- 必ず 昼間に連絡の取れる電話番号を記入してください。
電話番号が記入されていないと、お尋ねしたいことがあっても連絡が取れずにお返す場合があります。
- 郵送による転出届は、原則、異動する本人からの届出のみになります。委任状による受付は行っておりません。

2. 届出人の本人確認をします。マイナンバーカードまたは住基カードのコピーを1部、お持ちでないかたは運転免許証、健康保険証などの本人確認書類のコピーを1部同封してください。（マイナンバーカードのコピーを添付される場合は、マイナンバーの記載されていない表面のみのコピーを添付してください。）

3. 切手を貼った返信用封筒を用意し、送付先（引越しま後の新住所）を記入してください。（速達の場合は、普通郵便の料金に加えて速達料金が必要です） 後日、送付先に転出証明書を郵送します。 （補足）転出証明書は無料です。

4. 上記1, 2, 3を封筒に入れ、お引越しま前の市区町村へ送付してください。

（注意）

- お引越しま前の市区町村の「国民健康保険証」、「後期高齢者医療被保険証」、「介護保険被保険者証」、「印鑑登録証」などをお持ちのかたは、一緒に送付してください。
- 市区町村に送付する場合、封筒の表に「転出届在中」と記入しておくこと担当課に早く届きます。

～ 投函前のチェック項目 ～

- 「郵送による転出届」の必要事項の記入
- 昼間でもつながる電話番号の記入
- マイナンバーカードまたは住基カードなど、本人確認書類のコピー
（マイナンバーカードのコピーの場合は、表面のみ）
- 切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒
- お引越しま前の市区町村に返還する国民健康保険証など（該当者のみ）

上記必要書類すべてを切手を貼った封筒に同封し、お引越しま前の市区町村担当課宛てに送付してください。（「転出届在中」と記入）

《長崎市に届出が必要な場合の送付先》

住所：〒850-8685

長崎市桜町2番22号

宛先：長崎市中央総合事務所中央地域センター 証明交付係

《連絡先》

長崎市中央総合事務所中央地域センター 住民記録係

TEL：095-822-8888（内線）2547